

平成19年度都区財政調整 区側提案事項について

平成19年度都区財政調整協議における区側提案事項が、11月14日の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側提案事項とあわせ、現在、行われている都区財政調整協議会で協議されています。

1 検討の経過

「平成19年度都区財政調整区側提案事項」は、区長会から助役会に検討の下命があり、その詳細については、企画・財政担当部長会及び財政課長会で検討が行われました。

財政課長会では、各ブロックからの意見を集約し、昨年度の協議経緯を踏まえながら検討を重ねました。

区側提案事項は、財調協議に臨む区側の姿勢や19年度財調に反映すべき課題などを整理しています。

なお、今年度はじめて、全区において財調算定額と各区の決算額との比較分析を行ない、その結果を活用しながら、具体的な需要算定に係る調整項目を六つの施策別に整理しました。

2 区側提案事項の内容

特別区においては、三位一体改革により、行財政運営への深刻な影響が懸念されており、安定的な財源確保が急務となっています。また、地方と大都市間における税の偏在性の是正が議論される中、より一層の事務事業や組織の見直しも進めていかなければなりません。一方で、特別区が早急に取り組まなければならない行政課題は山積しています。このような状況を踏まえたうえで、特別区の自主・自律的な行財政運営を確保する観点に立って的確に整理するよう、次の三つの大きな柱に分けて提案しています。

① 「都区間の財源配分に関する事項について」

- 平成18年2月の都区合意を踏まえ、三位一体改革の影響については、確実に配分割合に反映させること。
- 都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること。

② 「特別区相互間の財政調整について」

- 特別区相互間の財政調整については、都区間の財源配分の整理を行ったうえで、特別区の主体的な調整内容を基本に整理すること。
- 三位一体改革の影響については、特別区の行財政運営に支障が生じないよう整理すること。

③ 「その他関連する事項について」

- 特別区相互間の財政調整に関して、今後の都区協議の運用ルールを整理すること。
(参考)

○収入額の算定方法

平成19年度における住民税フラット化等の影響について、確実に各区の基準財政収入額に反映させるため算定方法の見直しを行う。また、各区への影響や配分方法が適切かどうか検証し、翌年度に精算を行う。

○基準財政需要額の調整項目・合計48項目

安全・安心

8項目

- 安全・安心メールシステム経費、防犯カメラ設置助成等の算定充実
- 民間施設の耐震診断・改修助成の算定充実
- 休日等の歯科診療、調剤薬局事業費等の新規算定 等

子育て・福祉

13項目

- 地域での在宅子育て支援経費の新規算定
- 放課後児童健全育成事業の新規算定
- 乳幼児医療助成の所得制限廃止の算定充実、対象年齢拡大の新規算定
- 障害者自立支援関連経費の新規算定 等

清掃・まちづくり

8項目

- 清掃費算定の見直し
・新たな収集運搬モデルの設定
・密度補正の見直し 等
- 屋上等緑化経費の算定充実
- 地籍調査事業費の新規算定 等

教 育

8項目

- 学校改築急増に対応する経費の臨時算定
- 私立幼稚園等保護者負担軽減費補助の新規算定
- 特別支援教育経費の新規算定、学校数急減補正の導入 等

産業振興

6項目

- 中小企業関連資金融資あっせんの算定充実
- 企業育成、新製品新技術開発支援経費の新規算定
- 商店街活性化対策経費の算定充実
- 観光振興経費の新規算定 等

効率化経費等

5項目

- 標準職員数等の見直し
・委託化による職員数の見直し
・委託化経費、再任用・再雇用経費の増
- 電子計算事務費の算定充実
- 区税等コンビニ収納経費の新規算定 等

都 区 財 政 調 整 協 議 の 流 れ

